

## 平成26年度圏域別地域公聴会の概要 [出雲圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
15	03出雲	04_高齢者施策	06_その他	病院への通院支援	最近では高齢者夫婦のみの世帯が増え、病院へ通院する場合に、どちらかが車を運転できるうちはよいが、いずれはどちらも運転できないようなことも想定される。当地区のように、公共交通機関の利便が悪く、最寄りの公共交通機関が利用できる所（例えばバス停）まで徒歩で辿り着くこともかなりしんどい。高齢化の進展で今後、こうしたケースは増えると思込まれる。こうした交通不便地域から通院する場合の公的な支援はないのか。	出雲市では介護が必要な高齢者を対象として、福祉タクシーの利用券を交付する事業により、通院・買い物など、外出への支援が行われている。 また、障がいがある方や要介護認定を受けた高齢者等で、公共交通機関の利用が困難な方が利用できる「福祉有償運送」の制度がある。これは、運輸局の登録を受けたNPO法人や社会福祉法人などが、普通自動車などを使用して、低額な料金（タクシー料金の半分以上が目安）で運行するもので、利用できる方は、要介護認定者等のうち、市町村の認定を受けた者に限られている。 県内では、松江市や雲南市などで実施。	県内の市町村では、コミュニティバスの運行や乗合タクシー等でのデマンド運行をはじめ、 ・福祉タクシーの利用券を交付する事業 ・社協やNPO等が行う福祉有償運送などにより介護が必要な高齢者等への外出支援が行われている。 県では、市町村の地域包括ケアシステムの構築のためには、こうした高齢者の移動手段の確保など、生活支援サービスの充実も必要と考えており、地域振興部門とも連携して、市町村の取組を支援していく。	高齢者福祉課	伊野こみこみサロン	9月2日
16	03出雲	05_児童・家庭施策	01_少子化対策・子育て支援	子どもの医療費の無料化	出雲市では今年度より医療費の無料化の対象年齢が3歳から6歳に引き上げられました。 島根県内でも、松江市は小学校6年生まで、邑南町は“子育てしやすい町を！”ということで中学校3年生まで無料化、というように各市町村によってその対象年齢が違うようです。 出雲市も無料化の対象年齢が小学校就学前までと引き上げられたのは、子育て世代の親にとって嬉しいことだと思います。その年齢が更に引き上げられ、充実しますようお願いしたいです。	医療保険では、一般には3割の自己負担のところ、義務教育就学前児については、2割に軽減されている。 県では、この医療保険に上乘せして、就学前児の自己負担を原則1割（医療機関ごと一月当たりの上限額：入院2,000円、通院1,000円、薬局等0円）とし、市町村に補助を行っている。 ご意見のとおり、市町村によっては、さらに単独事業で上乘せを行い、就学前児の自己負担を0円としたり、小・中学生の自己負担を軽減しているところがある状況。他の都道府県においても、対象年齢や自己負担・所得制限の有無等に違いはあるが、都道府県の助成に対し、市町村で上乘せして助成されている。 しかし、これらは都道府県、市町村の単独事業であり、自治体の財政状況等によってその内容が異なることとなる。県としては、乳幼児医療のような基本的なサービスは、全国どこでも同じようなサービスを受けられるよう、国による統一した制度が必要であると考えており、従来から国に対して、本人負担の軽減措置の拡充を求めているところ。今後も引き続き国に対して要望していく。	公聴会時の回答と同じ	健康推進課	出雲保育協議会	9月2日
17	03出雲	06_障がい施策	04_失語症施策	出雲圏域失語症友の会の活動が進展している要因	失語症の当事者・家族の組織である「あしたの会」は、出雲保健所のバックアップにより生まれ、家族・当事者を支える言語聴覚士とのつながりが活動の充実発展につながっている。2011年には第1回の「失語症の理解とケアの実践講座」を開催、今年は第4回目を予定しており、それらが契機になって県内各地に活動が広がっている。さまざまな困難を抱え、孤立しがちな当事者・家族の思いを受け止め、組織化すること、専門職につなげていくことについては保健所が中心的な役割を果たした。言語聴覚士のみなさんの関わりが活動内容を高め、充実させている。出雲市社協では、失語症への理解を広く市民に広げていくため、「失語症の理解とケアの実践講座」の開催をバックアップしている。このような当事者・家族を中心に置いて専門職、関係機関、団体がそれぞれの持ち場で特性を発揮し、協力することが重要であり、そのことを一つの事例として紹介したい。	出雲市社協の皆様には難病や障がい者の方々へ様々な形でご支援いただいていることに感謝。ご説明にあったように保健所だけでなく、各医療機関の御理解を得て言語聴覚士の方々をメインに、社協、出雲市、大学等と一緒にのご支援いただいている。 当圏域では、これ以外にも難病、長期療養児、精神障がい等様々な当事者・家族の会があり、多くのボランティアの方々への支援、医療機関とか医療・介護の専門職の皆さんと協力して活発に活動されている。こうした家族、患者の皆様団体への組織化や取組みへの支援は重要だと考えており、皆さんの協力を得ながら進めていきたいと考えている。また、この取組みを県下全域で参考にしてもらえるよう情報発信していきたいと考えている。	公聴会時の回答と同じ	出雲保健所	出雲市社会福祉協議会	9月2日
18	03出雲	03_地域保健対策	06_その他	薬局における管理薬剤師の兼務の許可について	管理薬剤師の兼務については、薬事法第7条第3項及び平成18年9月27日付薬第1066号「薬事法第7条第3項ただし書きの規定（法第27条において準用する場合を含む）に基づく兼務許可の取扱いについて」通知により、一部の例外を除き、原則として禁止されているところ。 2025年までに団塊の世代が75歳以上となり、地域において要介護状態の高齢者数の増加が見込まれる中、在宅医療の推進や医療と介護との円滑な連携を進めていくことが急務となっています。 在宅医療を推進するためには医療機関や訪問看護事業所、介護事業所などのほか、24時間365日において調剤に対応できる薬局の整備が必要となってきます。 一方で、調剤薬局からは「在宅医療の推進のために、薬剤師会として無菌調剤室の共同利用や医療用麻薬の供給体制の構築を検討しているが、24時間365日において調剤できる薬局とするための薬剤師の確保に苦慮している。現在、禁止されている管理薬剤師の兼務が許可されれば、無菌調剤室の共同利用や医療用麻薬の供給体制の構築につながることを期待できる。」と伺いました。 このため、今後より一層の在宅医療を推進していくために、現在禁止されている管理薬剤師の兼務について大幅に緩和していただくよう要望します。	薬局の管理者は、保健衛生上の必要から、常時その薬局を直接管理することとされており、薬事法において薬局の管理者の兼務については原則禁止とされている。 ご意見にある無菌調剤室の共同利用や医療用麻薬の供給体制の構築（麻薬小売間譲渡）を行うにあたっては、必ずしも薬局の管理者が兼務により行う必要はなく、この兼務の禁止規定により制限されるものではない。 現在、県においても一般社団法人島根県薬剤師会と連携し、薬剤師確保、無菌調剤室の整備などの事業を検討して、在宅医療を推進しているところ。	管理薬剤師の兼務については公聴会での回答のとおり。 なお、その他薬剤師関連の動きとしては、在宅医療の推進を含めた医療・介護サービスの推進を図る目的で、一般社団法人島根県薬剤師会と連携して、まず、県内に勤務して頂ける薬剤師を確保するための大学薬学部訪問事業、高校生薬剤師体験セミナー、次に、薬を適切に服用して頂くため、介護施設等職員に対する薬に関する服薬管理体制整備事業、さらには、高度な調剤が地域で可能となる無菌調剤室の共同利用を推進するための研修事業や補助金事業等を実施している。	薬事衛生課	出雲市	9月2日

## 平成26年度圏域別地域公聴会の概要 [出雲圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
19	03出雲	02_地域医療対策	03_がん対策	がん対策について	<p>私もがん患者で治療中です。昨年は親戚、友人で男5人、女3人全員ががんで亡くなられています。若くて40歳の女性、50歳代の男性でした。後、残り6人の人は60歳代ばかり亡くなられ、異常な年齢だと自らショックで耐えられませんでした。今思うのには、40年間の勤務を終えての安心、第2の人生は楽観が、苦痛での終止符。こんな状況ですから、50歳代から60歳代の歯止め対策を早急をお願いいたします。</p>	<p>がんの死亡率は40歳代から増え始めている状況であり、高齢者だけではなく働く世代にとっても大きな問題となっている。働く世代ががんに罹患した場合、本人のみならず、家族や同僚など周りの人にも影響が及ぶことから、そうした影響を少なくするための対策の充実が重視されてきている。働く世代を中心とした対策として</p> <p>①働く世代のがん検診受診率を向上させるための対策（事業所と連携したがん検診啓発協力事業所事業など）                  ②死亡率が上昇している乳がん・子宮頸がんといった女性のがんへの対策（街頭キャンペーンやイベント等での啓発活動、時間外の子宮頸がん検診の実施など）                  ③がんに罹患したことに起因する就労を含めた社会的な問題等への対応（がん患者の就労支援について事業所への普及啓発など）</p> <p>が重要と考えており、今後、市町村や事業所、相談支援センターと連携して、働く世代を中心とした対策の重要性を周知するとともに、死亡率低減に向けた施策に取り組んでいく。</p>	<p>[働く世代への対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診啓発協力事業所登録事業の実施（平成27年3月時点の登録事業所数：566）</li> <li>・がん征圧月間等での普及啓発の実施</li> <li>・時間外の子宮頸がん検診補助事業を実施</li> <li>・今年度実施した「がん患者の就労等に関する実態調査」の結果を基に、今後の就労支援を検討</li> <li>・がん患者家族サポートセンターで、がん患者の就労相談会を実施</li> </ul>	健康推進課	なごやかサロン	9月2日